

京都市上下水道局告示第13号

公印を次のように定めます。

平成27年5月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

名称	使用開始年月日	印影	用途
北部営業所証明等専用管理者公印	平成27年5月7日	 24ミリメートル平方	北部営業所所掌に属する納付証明書の発行及び所属職員交通用具の駐車許可に係る事務
南部営業所証明等専用管理者公印	平成27年5月7日	 24ミリメートル平方	南部営業所所掌に属する納付証明書の発行及び所属職員交通用具の駐車許可に係る事務

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)